

農業保険における押印廃止の方針について

1 組合としての基本方針

デジタル社会の形成・実現と、それによる国民の利便性の向上、負担の軽減という政府の方針の下、農林水産省の指導により、農業保険事業（農業共済、収入保険）にかかる各種書類への押印は、令和3年4月1日以降の書類（提出・配布）から**原則、廃止することとします。**

なお、今回の改正は、組合員等（収入保険契約者・損害評価担当者を含みます）の皆様方の利便性の向上のため、組合側から押印を求めることを廃止するという趣旨ですので、**組合員等の皆様方が押印することを禁止するものではありません。**

2 組合における対応

現在、組合員等の皆様には農業保険事業においては、本人確認のため、各種加入申込及び損害通知等における書類に、署名(記名)と押印をいただいております。これら書類は、保険契約及び保険料、支払保険金算定の基礎となるものでございます。また、その配布・回収に際しては、各地域の共済部長の皆様方のご協力を得て行っております。

こうしたことから、令和3年4月1日以降につきましても、引き続き本人確認を実施させていただきたく、組合員等の皆様方のご判断により、原則、署名もしくは確認印による意思表示をお願いいたします。

3 法律に根拠のある押印

農業保険法との関係において一般的な法律（保険法）において押印規定が存置されるものは、引き続き押印を行うこととします。

具体的には、農業保険事業にかかり組合員等への皆様方に配布される加入承諾書兼納入告知書、共済関係成立時等に交付する共済証券及び加入証への組合長（全国連会長）印の押印は存置されます。

4 組合へ提出・組合から配布される書類等への押印の廃止

組合では令和3年4月1日から押印を原則廃止します。

【お問い合わせ先 本所 総務課 019-601-7491】